

アグリビジネス経営塾 第377号

社団法人日本農業法人協会 平成21年1月29日

税務講座 51

平成21年度税制改正による農業法人関連税制の変更点

森税務会計事務所所長
全国農業経営コンサルタント協議会専務理事
税理士・行政書士 森 剛一

平成21年度税制改正により、農地に係る相続税納税猶予制度が見直されます。改正後は、農業経営基盤強化促進法に基づいて貸し付けられた農地が相続税納税猶予の対象となります。

貸付け農地が相続税納税猶予の対象に

この改正により、市街化区域外の相続税納税猶予適用農地を法人に利用権設定しても納税猶予が継続されることとなります。また、貸し付けた農地であっても相続が発生した際には相続税納税猶予制度が適用されることとなります。この結果、担い手への農地の集積がすすみ、土地利用型農業法人の経営規模の拡大や農業生産の効率化を進めやすくなると期待されます。なお、農業経営基盤強化促進法に基づく貸付けとは、農用地利用集積計画の公告に基づく利用権設定などによる農地の貸付けを指します。

これまで、贈与税・相続税納税猶予適用農地等を譲渡等した場合、原則として、譲渡等した特例適用農地等にかかる税額を納付しなければならないうえ、2割以上譲渡等した場合には、特例適用農地等の全部の納税猶予が打ち切られました。この場合の譲渡等には、譲渡だけでなく、貸借も含まれていました。改正後は、市街化区域以外の相続税納税猶予適用農地については、賃貸しても納税猶予が継続されるようになるだけでなく、かりに2割以上譲渡した場合であっても農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合には、譲渡した割合に応じた猶予税額及び利子税を納付だけを納付すればよいこととなりました。

農地に係る相続税納税猶予制度の改正は、農地法等の一部を改正する法律（仮称）の施行日以後に適用されます。実際に相続税納税

猶予適用農地を貸借できるようになるのは、平成21年の秋以降の見通しです。

贈与税納税猶予制度、市街化区域内農地は見直しの対象外

今回の税制改正では、贈与税納税猶予適用農地については見直しがされませんでしたので、留意が必要です。また、市街化区域内農地についても今回の見直しの対象外です。

したがって、贈与税納税猶予適用農地や市街化区域内の相続税納税猶予適用農地を貸し付けた場合には、従来どおり納税猶予が打ち切りになります。ただし、従来から、納税猶予適用農地の「一部の作業」を委託することは認められていました。このため、贈与税納税猶予適用農地や市街化区域内の相続税納税猶予適用農地については、当面の間、「特定作業受託」によって事実上、法人に農地を集積するしかありません。

「特定作業受託」とは、基幹3作業を受託するとともに生産した農産物を受託者名義で販売（受託販売）するものです。水田・畑作経営所得安定対策では、特定作業受託をした面積も経営面積にカウントして交付金等の制度の対象としています。この特定作業受託によって相続税納税猶予農地を法人に利用集積する場合、委託できる一部の作業とは、いわゆる基幹3作業（耕起・代かき、田植え、稲刈・脱穀）であり、基幹作業以外の元肥、追肥、除草、防除などの作業を委託者が自ら行なう必要があります。なお、「実質的に農業経営を委託したと認められる場合は、納税猶予の確定事由に該当する場合があります」（国税庁ホームページ）とされており、農作業の実態によっては、結果的に納税猶予が打ち切りになる危険性もあるので、留意が必要です。

なお、制度上は、贈与税納税猶予制度適用農地等に係る法人化特例を活用して法人に権利を設定する方法もあります。ただし、この特例の対象となるのは、平成17年3月31日までに贈与を受けた農地等に限られ、農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定することが条件になっています。

法人税の軽減税率の引下げ

平成21年度税制改正では、中小企業に対する法人税の軽減税率が時限的に引き下げられます。中小法人（期末資本金が1億円以下の普通法人）協同組合等の年800万円以下の所得金額に対する法人税の税率が従来の22%から18%に引き下げられます。この改正は、平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。このため、4月決算法人から順次適用され、3月決算法人については、平成21年度からの適用になります。

従事分量配当制を採る農事組合法人など、協同組合等に該当する法人については、従来、所得金額に関係なく、法人税の税率は一律に22%でしたが、この改正によって、年800万円以下は18%、年800万円超は22%と、所得金額によって税率が変わることになります。

この措置は、時限的措置とされていますので、平成23年3月31日までに終了する事業年度に適用されますが、その後は元の22%の税率に戻ることにしています。

欠損金の繰戻し還付の復活

欠損金の繰戻しによる還付制度が復活します。法人税の軽減税率の場合と同様、中小法人等が対象で、中小法人、協同組合等が対象に含まれます。この改正は、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金に適用されます。

法人協会ニュース

自社の経営に役立つ！「実践企業的経営体養成研修会」が開催されます

<第3回 京都府開催>募集中！

テーマ：「セールスプレゼンテーションと部下育成力強化研修」

日程：2月12日(木)～13日(金)

場所：ホテル京阪 京都

(JR「京都駅」八条東口より徒歩1分)

<第4回 北海道開催>募集中！

テーマ：「セールスプレゼンテーションスキルアップ研修」

日程：2月19日(木)～20日(金)

場所：札幌 東急イン

(地下鉄南北線すすきの駅より徒歩1分)

お問い合わせ先：当協会 事業課・山中

詳細は当協会HPをご覧ください。

書籍紹介

集落営農と家族経営を活かす法人化塾

農業経営基盤強化準備金の仕組みとその活用

税理士・行政書士 森 剛一 著

水田地帯のみならず、畑作地帯においても家族経営の法人化は期待されています。家族経営の法人化の具体的な進め方や、事業の発展に必要な資金を内部保留するうえでの大きな武器「農業経営基盤強化準備金」の概要から具体的な活用法を解説し、実務で直面する疑問にQ&Aで応える内容となっています。

集落営農の法人化

家族経営の法人化

農業経営基盤強化準備金制度の概要と実務

制度に関するQ&A

付録(申告書の記入例)

定価1,680円(税込み) B5判・160頁

出版：農山漁村文化協会

<http://shop.ruralnet.or.jp/>

おもな協会行事予定について

2月3日(火) 農業法人経営多角化シンポジウム(東京)

2月3日(火)-6日(金) グルメ&デザインスタイルショー(東京)

2月4日(水)-5日(木) アグリフード EXPO(大阪)

2月4日(水)-6日(金) FRUIT LOGISTICA(ドイツ)

2月10日(火)第31回役員会(東京)

2月12日(木)-13日(金) 第3回実践研修会(京都)

2月19日(木)-20日(金) 第4回実践研修会(札幌)

2月22日(日) 新・農業人フェア(大阪)

3月5日(木)-6日(金)第20回総会・セミナー(東京)

3月14日(土) 新・農業人フェア(東京)

● 本紙に関するお問合せは下記までご連絡下さい。

アグリビジネス経営塾

発行：社団法人日本農業法人協会

HP：<http://www.hojin.or.jp>

TEL:03-6268-9500

FAX:03-3237-6811

e-mail：juku@hojin.or.jp

©(社)日本農業法人協会2008

本紙記事の無断転載を禁止します

